

特集：平成 26 年 7 月 1 日施行均等法施行規則改正の Q&A 2

転居伴う転勤があることが要件なら間接差別

改正男女雇用機会均等法施行規則が今年 7 月 1 日に施行される。特集では、改正された男女雇用機会均等法施行規則等の内容について、弁護士の外井浩志氏に Q&A 方式で解説いただく。外井氏は「男女の均等取扱いやセクハラの取扱いの変更を伴うもので、重要な内容」だとしている。

新連載	◆中途採用者の賃金管理のすすめ方 [1] 35 賃金とはなにか？ 人事賃金管理センター代表取締役 齋藤清一
	◆職場トラブル解決のヒント！ [1] 54 成績不良の問題社員を解雇できる？ 弁護士 岸田鑑彦
データファイル	◆平成 25 年賃金事情等総合調査（確報）② 32 大卒総合職の 35 歳時賃金は 40 万 600 円 中央労働委員会調べ
好評連載	◆適法に行う!! 雇用戦略のポートフォリオ [15] 42 女性社員（その 3） 労務コンサルタント 布施直春
	◆ビジネス書ベストセラー 今月の一冊 [49] 56 『You Tube をビジネスに使う本』 ジャーナリスト 吉田典史
	◆全国ハローワーク探訪 [590] 60 地域の方々の「頼りになるハローワーク」を目指して 栃木・矢板公共職業安定所 平野拓也

ニュース 「いじめ・嫌がらせ」の相談が約 6 万件（平成 25 年度の個別労働紛争解決制度の施行状況）／アップ率は 8.80%で過去最高（経団連・大手の夏季賞与・一時金）／仕事の意義の説明が働きがいを高める（職場づくりに関する調査報告書）／一部上場企業のベア実施率は 46.7%（企業の賃上げ動向に関するフォローアップ調査）／今月の資料室 18
< Labor Radar vol.38 > 22

労務相談室 65 歳の者を雇用した場合の雇用保険／失業時に一時金支給と聞いたが 58

編集後記 64